毎月一回 15日
定価 1部 5円
発行所
中里村公民館

現在人口

男	4,538
女	4,669
計	9,207
世帯数	1,685

—農協法の一部改正—

農地信託と法人組織の農業経営

昭和三十六年六月に、これからの日本農業を支える柱として「農業基本法」が制定されたことは既に周知のとおりであるが、この法律に関連して、先きの第四十通常国会において農地法と農業協同組合法を一部改正する法律が通過成立した。これは、農業基本法が要請している一連の施策として、行なわれたわけであるが、ここで農業協同組合法の一部改正の内容で注目されることは、農地の信託の引受け事業と、農事組合法人制度の創設という二つの大きな改正がなされたということであろう。

まず農業協同組合法の一部改正は、既に周知のとおりであるが、ここで農業協同組合法がどう改正されたのかふれてみたい。

農地信託の引受け事業

農地の信託の引受け事業というのは、近年さかんに論議されているところの、農村から他産業への労働力の流出現象から、やがては起り得る離農という問題を法律的に容認するためと、もう一つは、いわゆる農業構造改善のための経営規模拡大の道をひらく意味で、農業協同組合がこれらの施策の実現のための実施機関となるということである。

すなわち、従来は或る農業者がなにかの都合で農業をやめなければならない場合、また、都会等へ転出していく場合、あるいは農地を他に貸付けるような場合には、農地法等によって不在地主とみなされ、買収されるとか、また適当な耕作者が自分でみつからないというような事ことで、農地を手放すことが容易に出来なかったのであるが、このような場合、その農業者から農業協同組合が委託されて、一切の面倒をみることができるようになったということである。

その内容のあらましは、大体次のようになっている。

一、信用事業を行なう農業協同組合は、農地の信託事業を行なうことができる。（信託規模を知事が承認した場合に限られる。）

二、信託できる財産の範囲は、農地、採草放牧地、またはこれらの土地とあわせて信託することが相当であると認める不動産（委託者の所有する森林と農地、採草放牧地の農業上の利用に供される土地、建物、工作物等）に限定されている。

三、信託には、貸付けのための信託と、売り渡すための信託と、賃付売渡し運用の信託の三種類がある。

四、信託事業は、員外利用の制限がない。

五、自作地で、委託者が既に売り渡し、または賃付けの相手先が確定しているものについては農業協同組合は引受けない。

以上が農業協同組合が行ない得る農地等の信託の引受け事業の概要である。

農事組合法人制度の創設

次に、農業生産法人の制度については、これは農民が共同で農業経営、および共同利用施設の設置等の事業を行なう場合、法人格を有するみちを開いて、農業生産についての協業化を助長するため、農業協同組合法の一部を改正したものである。

その法人のしくみ、設立の手続きは次のようになっている。

一、五人以上の農民が設立発起人となることが必要である。

二、発起人は定款を作り、役員を選任して登記し県知事に届ける。（細かい説明省略）

次に法人としての法的利点としては、法人税法、地方税法上で特別低い税率が適用されることになる。

農業生産法人とは

ところで農業生産法人とはどのようなものをいうのか記してみると、農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社であって、次の要件を備えていなければならないとされている。

一、その法人の事業が、農業（これとあわせて林業及び農業の共同利用施設、農作業の共同化に関する事業を含む）およびその附帯事業に限られる。

二、この法人の構成員は、すべてその法人に農地等の権利を移転、又は設定した個人であるか、又はその法人の事業に常時、従事する個人であること。

三、農業生産法人は、農業協同組合員として加入できる。

以上農業協同組合法の一部改正関係について述べてみたが、（農地法関係は省く）全国の農民が久しく待望の農業基本法ができ、これによって今後の農業の進むべき方向が示され、その法の要請する農業近代化への道がようやく開かれてきはじめたということであろうが、なんといってもまず、農民自身がこれをどうするかとか、法を活かすための努力をしていくかが問題である。ともあれ、これからこそ農政の動きには、いままで以上に細かい関心をもち、是非をきわめながら近代化への道を歩んでいきたいものである。

—十二線開さく工事—

起工式盛大に挙行さる

塚田県知事来村

去る八月三日、午前十時より既報十二線開さく工事の鍬入れ式並びに起工式が、塚田知事をはじめ関係者多数により、工事現場及び清津峡小学校講堂で盛大に挙行された。

【写真㊤鍬入れ式㊦起工式】

中里俳人伝

武田一声

上原紫紅

上山部落と田中部落耕地の境界に国道十号線をはさんで明治末期より大正中期までに急速に商店街として栄えた山崎。ここは清津峡入りの関門にあたり、昔から関東方面（上州、江戸）へ出稼ぐ貧しい村人達の街道口であった。十二峠を越え、或いは清津川にそって三ツ俣、八木沢を経、養蚕に素刈に、米つきに、店舗の下働きにと四季を通じて往来したものである。飯山鉄道の駅の位置いかんによっては、田沢一の大部落となる可能性は充分あったのだが、大中里村発展の原動力は山崎であると云っても過言ではないと信ずる。

この山崎に、その頃の言葉で言えば最もハイカラ的存在として開店したのが武田理髪店であった。一声、武田貞治氏は二代目に当る。

多趣味の人で、俳人としては衆知の通りであるが、軽妙な筆になる俳画なども素人の域を脱している。若し、句人の中より歌人啄木に比肩する人を選ぶならば、私は論を待たず一声を挙げる。その句に秘めた哀調、人心をつかんだ和やかさは、読者をして甘いドラマの世界へ誘い行く。

◎穀屑主丈それぞれの風当り

畑にならんだネギボウズ。その丸く白い花の集りが、大あり小あり、人間の集団、人生の縮図の様に見られる。まだ寒い五月の雪峰嵐の風に耐える如くゆれている。大きい穀ボウズは強くゆれる。小さいのはおどけた様に小きざみに頭の眩合わせをやっている。人間と穀屑主の見立てが面白い。

◎急きせる一言が寒く口むすぶ

寒い季節である。ことによると十二月かも知れない。誰れかが借入に来た。

「それじゃまあ持って行きなさい」「私も実は今月は一と、自分の苦境を言いはじめて見たものゝ余り恩着せがましく取られるのも気の弱い彼には耐えられなかったのであろう。云い得ずして句に託す心情

◎子の数をかぞえて秋刀魚買いにけり

誰れも覚えのあることで安いサンマも仲々豊富には買われない。一人一尾ないし半分、貧しさに生きた者でなければ理解出来まい。

◎木枯の落ちて我家の灯にぬくむ

吹き荒んだ木枯が暮れ近く止んだ。今夜あたりは初霜かも知れない。自分の家の灯が近くなった早く帰ろう。寒気は身に沁みて居るけれど、わが家の団欒を思うとき、ほのかな灯も心温まる気がする。かって北上の故郷を偲んだ啄木の歌にも相通ずるものがある。人知れぬ苦難の道を歩み越え、おのづと金メッキや付焼刃の光でなく、しろがねのいぶしにも似た、おくゆかしい深い味と色を持って来るものである。

（次号は岡村春雷の予定）

槌の音

停滞する農政に一言

昨年秋、畜産物価安定法が成立し、それにもとづいて、畜産振興事業団が発足したと思ったら、すぐ豚肉の暴落というのはなんと皮肉であったことか。しかもさんゝ騒がれたあげく、やっと農林省は豚価安定緊急対策に重い腰をあげた。昨年十二月はじめに事業団が発足したのに事業活動は二月のなかばとは少しスローモー過ぎはしないか。豚肉の暴落はなにも天災のように降ってわいたものではない筈だ。その傾向は半年も前にわかっていて少しづつつくられてきたものだ。農家が豚をどれだけ飼っているかは、多少、統計調査が遅れるにしても大勢はわかっていたとおもう。いよいよせっぱつまってから、緊急対策などというギクシャクしたものをひねくりまわさないでも、もう少しスンナリした方法はないものかとつくゞゞ思う。農林大臣は口を開けば農業基本法で農民の所得の増大をはかるといって選択的拡大を奨励するが、その結果は桑落でいったいどうやって所得をふやせというのか。農政の貧困は農民の貧乏である。

一億二千万円の構造改善事業が、着々とすべり出した例を全く聞かないのは一体どうしたことであろうか。またもや農民の非協力というレッテルを貼られそうだと感ずるのは私だけではあるまい。実力者中の実力者でさえこの程度とは、農林省も勤評硬化証ではあるまいか。東京というところは、むやみに神経の疲れるところだ。しかしそれが建設的な精神疲労でなく、雑念を養すところだ。農林省を新潟県の中里村に移転した方が、日本の農業にふさわしい施策が生まれることはうけあいだこと暑いと、とかくひとの悪口でも言いたくなるというもの。

（村山正二郎）

なかさと俳壇

〈七月投句〉

上用三郎夏蹲うれい鰻酒　清流

補聴器に雨月の庭にちろろ虫　佳仙

湯の浜温泉にて

碧一望冊空中にあることし海空混然漁火またゝき風涼し漁火遠近夏の潮川に鰍つく　大泉

ふと寄れば草間にこぼる蛍かなひとときを心の人とほたる追う

つゝましく棉各片手に魚簗娘　紫紅

青蛙火にまみれて梅雨つづく

伸びゝしあかさ引ぬくつゆ明けて

炭焼きの残り火に焼く鰍かな　一声

気楽さや隣も裡夕鯛の座

草千里波打つ果ての霊の峰

足とらる石も憎めず鰍追う　春雷

明けて浴衣の従妹胸を病む

短夜や落退たくましきつらがまい

友訪えば赤銅色に鮎の宿

晩酌の効用

M・M生

ひるまの十数時間、あれやこれやと働いて身も心も疲れはてて帰宅し、そして傾ける一杯の晩酌のうまさ。時として途中下車…？しバーかなんかで間に合わずこともあるがいづれにせよ酒はこのようなときなによりの慰安である。嬉しいといって飲み、クソオモシロクナイと言って飲み、失恋に泣いて茶を傾ける。いづれも感動の所産である。感動はこれ意欲にさかのぼる。あめしよう、こうしよう、こうありたい、あゝもしたいという欲望があればこそ、その成否いづれの場合も感動が生まれ、やがて酒盃に至る。仕事をすればやゆみはつきもの、欲のない奴は仕事をしない。仕事をしなければはやゆみもない。なやみがなければ酒を飲むこともあるまい。三段論法ではないが酒を飲まない奴は仕事をしないということになろう。世の働く人々よ。おおいに酒を飲みたまえ。飲まずにいられない位い人生に欲望を抱き仕事に打ち込みたまえということだ。世の未婚の御婦人方よ、三国一の花婿は酒飲みの中から選んだ方がよい酒も飲まぬ。なにもしない。どうでもよいというような男性はそのとおりどうでもよい種族だ。世の既婚の御婦人方よ。あなたが優しい笑顔で注ぐ一杯の酒は御主人の何よりの活力源であることをあなたはよく御存知の筈。ともあれ一杯の晩酌の効用は大きい。

婦人たちは何をどう見てきたか

中部地区農業改良普及所長 目黒亮助

八月六日、貝野婦人会の座談会に出席した。当日の議題は、貝野婦人会が七月十八日に十日町市梅沢部落と島部落に野菜作りの視察に行って来た検討と、秋野菜の作り方についての学習であった。

普及所からは村山技師と目黒が出席した。参集者は視察に行って来た人達の外にも出席者が相当あって、四十名近くであった。この座談会に出席して、感じた事のいくつかを上げて、これからどうしたらよいか考えてみたい。

▽開会時間に全員参集していた。連絡は午後一時からということになっていたが、都合で少しおくれて行った。たいていのところは予定時刻より三十分や一時間おくれるのは珍しいことではないので丁度よいのではないかと思っていったのだが、行って見ると、もう四十名近くも集っているれる。先づ遅刻を詫びるようなことではいかんと痛感した。会長さんは言っていた「生活改善は先づ時間励行から」と

百聞は一見に如ず

一番よく言われたことは、見て来て良かったということであった。

▽近くにこんな良いところがあったのを知らなかったが、見てほんとによかった。

▽百聞は一見に如ずというが、話を聞くのもよいが、実際に見ることによって、たいそう勉強になった。この他、見て来てよかったよかったという声が聞かれた。村山技師も「学問だけでは駄目だ。実際に皮膚を通して感じたことが一番の収穫だった」と思うと言っていた。

▽どういう点を見て来たか。❶堆肥をたくさんやっている胡瓜のだき時❷薬剤散布がよくできていた❸トマトのなる位置が下の方からであった❹手入れがよくゆきとどいていた❺馬鈴薯やトウモロコシが家敷の近くに見当らなかった。等々で現象的の事が多かった。これらの事は良い事であろうが、何故そういう事がなされたか。何故そうであったか。どうしてそういう事が出来たかの掘り下げが足りなかったようである。それと一つ注意したいことは猿真似は失敗のもとになるということである。

土に力をつけることが先決

▽「堆肥がたくさん施されているのに驚いた」と数人が言っていたが反当一、〇〇〇㎏以上も入っているようだ。トマトがどうして枯れないのか、連作がどうしてできるのだろうかという話し合いの中で堆肥がたくさん施されていることも大切な点であると言われていたが、堆肥をたくさんやることはいいことだということは常識であろうが、果して堆肥の効用について知っているのだろうかと、若干位言したのだったが、堆肥はどうして良いのだか、身近の問題として、もっと研究が欲しかった。作物栽培に欠くことのできない堆肥が年々少なくなってきている。土壌改良剤も出ているが、これだけでは今の段階では十分とは言えないと思う。「堆肥が作れない」これには大きな問題を含んでいる。農家経済の面から草刈りなどは割に合わない。若い者は炎天下や朝飯前の草刈りなどやりたがらない。こういう世の中で草刈りを強調しても始まらない。そこで家畜を飼うことを提案した。何をどれだけ飼うかは各人の労力や資金、環境などを考え合せてきめるべきだが家畜を飼うことによって現金収入をはかると共に良質堆肥を増産して、土を作物の居心地のよいようにすることが根本的に大切である。村山技師は鶏糞の施用をすすめていたが、鶏糞のような有機質肥料の施用も忘れてはならない。

梅沢部落では「堆肥をたくさん施しておって作物の出来がよかった、堆肥は大切なものだなー」と感心しただけでは何にもならない。梅沢部落ではどうして堆肥を作っておったか、自分達はどうしたら堆肥を作れるか堆肥が作れなかったらどうするか、実際問題として研究したいものである。

かあちゃん農業について

梅沢部落の野菜畑は手入れがよく行届いており、作物の出来がよかったと、皆さんが感心しているが、皆さんはそれだけの手入れがどうしたらできるか、これは野菜作りだけの問題でなく、生活全体につながる問題である。良い野菜を作る、そのためには十分な手入れが必要だ。それには生活の仕組をこのように変えていったらよいか。感心しただけでは良くならないので具体的に良い結果になるように話し合い、実行に移すように「どうしたらよく手入れができるか」を課題として残してきた。いろいろの問題が出ると思う。話し合うことによって名案も出てくるであろう。どうにもならない壁もあるかも知れない。「自ら物を作る」という言葉はあるが、幾多の問題をかかえて、かあちゃん農業は進められている。

普及所も出来るだけ協力したい。何か普及所に関係した問題があったら、相談をもちかけてもらいたいものだ。

この座談会に出席して皆さんがとても熱心であることを嬉しく思った。大部分の人達が筆記用具を持ってきて、メモをとっていた。男の人達の集りでは、こんなにメモをとっている人は少ないようだ。そしてよく発言する。普及員の方で発言を控えているような人さえあった（時間もあるので）また観察も、なかなかよいところを見て来ていると思った。

婦人農業も大いに伸びる可能性があると感じた訳だが、現実には困難も多い。健斗を祈ってペンをおく。（秋野菜の作り方については、かつあいさせていただく）

——子宮ガン検診——

婦人の病気中で、子宮ガンは、殿もいやな病気で、しかもガンの中で発病率の高いことは皆さん御承知のところです。村に於てもこれが対策として、昨年東京医科歯科大学に委託、集団検診を実施致しましたが、今年度も次により実施いたします。

現在婦人会を通じ、予め検診申込みを受けていますが、その数も四〇〇人近くにのぼっていますが、

▽不規則な子宮出血。

▽どく淡い桃色を帯びた帯下、あるいは反対に黒褐色粘液様のおりもの。

▽悪臭のあるおりもの。

▽下腹部及び足にわたっての疼痛。

▽昨年精密検査を受けた人は是非受けられるようにして下さい。

◇期日

八月二〇日　貝野地区全部、上山、千溝、小原、通り山。

八月二一日　芋川新田、桔梗原、荒屋、小出、東田尻、市之越、高道山、白狐毛、葦沢、角間、豊里。

八月二九日　倉俣地区全部。

◇実施場所

八月二〇日　田沢中学校寄宿舎

八月二一日　田中公民館

八月二九日　倉俣診療所

——水をきれいに——

◇川にゴミを捨てないで下さい。

◇伝染病のもとをなくそう

暑さは日毎にその度を増し、いよいよ本格的な夏に入った訳です。さてこの時期になると私達の日常生活の中から、ゴミやその他の汚物の排出量が急激に増加してきますが、とかく手っとり早いやり方で非衛生的に処理してしまう傾向が最近特に多くなってきました。このことが結果として蚊やハエをふやし、伝染病を多発させるという悪循環を繰返す訳です。中里村では夏季環境衛生対策の一環として七月二十日から八月二十日まで「川にゴミを捨てない運動」を県とタイアップして、実施期間と致しましたので皆さんの協力をお願い致します。

自分の子供が水遊びをしている川上に、ゴミや汚物を捨てゝすずしい顔はできないと思います。あの吉田町の赤痢大集団発生を忘れてはならないのです。

（保健係）

——寄稿——

お盆のはなし

駒形さとし

今年もお盆になりました。正月が終って、目のまわるような農繁期をおえて、ほっと一息ついたと思ったらもうお盆になり日月の移り行く早さにしみじみとした感慨を抱きます。

都会のお盆は七月ですが、どうも、みそぎがさき、きゅうりの花が開く八月でないとお盆らしくないようで、いいかえると他の年中行事と違ってお盆は特に季節感を感じさせる行事のようです。

ところでお盆というのは、いつ頃からはじまって、どうしてこういう名前がついたのかはっきりしませんが、仏家の説では釈迦（しゃかの弟子の目蓮（もくれん）が死んだ母が逆さまに懸って苦しんでいるのを救おうとして、釈迦に教えを乞い、七月十五日に供養して祀ったといわれています。その倒懸の原語がウラン・バナ、それが盂蘭盆（うらぼん）となって略して盆というのだということになっています。

それに対して民俗学をやっている人たちは、お盆は本来、年二期におこなわれる祖霊祭（正月とお盆）で今日、各地に伝わっている民間の盆行事をみてもその中には仏教以外、あるいは以前の古い信仰のあとがうかがわれるといっています。

どちらの説が正しいかということは論じないことにして、各地で行なわれている盆行事について二、三述べてみます。

八月一日をボンボチ一日といって、盆はこの日から始まると考えられています。十日町あたりでは、この日供物の米を持ってお寺参りに行き、墓掃除をしてくる家も在家には多く見られます。長野県諏訪地方では、この日新盆の家では庭先に竹竿に盤籠をつけて立て、高く立てるほど回向になるといっています。昔は広く各地にあったそうですが、中魚沼地方ではこうした行事は聞いていません。

八月七日は盆のナスカビ。七日盆といっています。この日は墓掃除、寺参りが各地で行なわれ、以前は各部落で仏様がお盆におりてくるのだからといって部落境から部落境までの道端の草刈りをしたもので、これをカリハライといっています。また今ではすっかり無くなってしまいましたが、以前はこの日の早朝、川で泊のついた仏具や供物を洗うと、よく泊がおち、女の人が流れで髪を洗うと、きれいになるといわれていました。これは一見お盆と関係ないようにみえますが、お盆の物忌、みそぎの転化したものではないでしょうか。十三日には盆棚、またはボンズとよばれる精霊棚を掛けることは、丁度正月の正月棚と似て面白い風習だと思います。その他供物の餅いで、十六さぎ、お歳暮と同じお中元、十六日の藪入りなど、お盆の行事には色々と変った面白い風習が一杯あるようです。

お盆を迎え、ゆっくりと休みながら、お盆になぜこんな事をするのだろうかとのんびり考えたり、話しあったりするのも暑さしのぎにはいいかも知れません。（筆者は日本民俗学会員で現在県立松高校教諭）

清津舘主が寄贈

清津峡小学校門

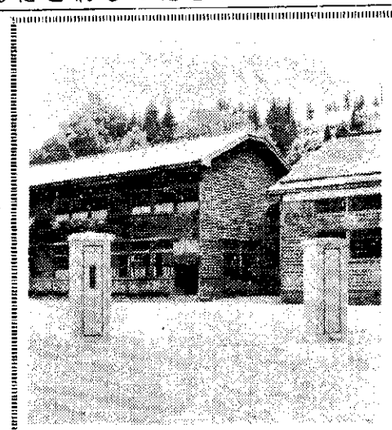

村内小出部落の清津舘主、桑原清吉さんゝもの篤志で、このほど清津峡小学校にミカゲ石仕上の立派な校門が出来あがり、校長先生はじめ、子供達も学区の父兄も桑原翁に感謝している。桑原さんは、かねてから天下の景勝地、国立公園清津峡にある学校にふさわしい校門を贈ろうと考えてきたが、一昨年同校が清津峡小学校として高道山小学校の分校から独立したことを記念して寄贈したもの。

校門は、高さ一・八㍍、巾六㍍、工費六万円で建設されたものである。

農地を売買などする場合

田や畑（農地）を宅地や道路、水路、原野、養蚕用タナ等にする場合は、農業委員会に届出て知事の許可がなければ農地を農地以外にすることが出来ないことは皆様がよくご存知の通りです。この許可のないのに着手いたしますと、県で現地調査をして原形に復さないと許可しません。罰則を受けることもあります。許可証が交付になりますと、工事に着手出来ますし、許可証によって登記をすることになりますが、許可になった日から一ヵ年以内に登記をしないと、その許可証は取り消し処分によって無効となります。

農地に家を建てるため売買する等の許可証は一ヵ年経過すると、権利移転の登記が出来なく再度申請をすることになり、お互いに迷惑をいたしますから許可証が交付になりましたら、農地の売買についても早急に登記をして下さい。登記をする場合どうしたらよいか、よく聞かれますが、大体次の要領です。なおこのほか御不明の点がありましたら、農業委員会又は地籍係に御遠慮なくお問い合せ下さい。

▽登記をするとき必要な書類

一、許可証

農地の場合、農業委員会から個人の申請によって交付されます。農地以外は不用です

一、権利証

古証文（売人が保管してある筈）

一、住民票抄本

買人のものだけ（役場戸籍係で交付されます。五十円）

一、印鑑証明書

売人のもの（右に同じ）

一、固定資産税評価額証明書

役場地籍係で交付されます。無料。

一、双方の印鑑

売人は印鑑証明と一致するもの、買人はなんでも良い。

以上揃えて代書人の処に行って頂くわけですが、登記所の登記簿と氏名の字の違いや番地の違い等がありますと、このほかに戸籍抄本などが必要となります

次に農業委員会に申請にこられる時には売人買人一緒に印鑑を持参して来て下さい。この場合、申請のために次の書類が必要です。

一、売ろうとする土地の登記簿抄本

一筆四十円で代書人を経由して登記所から交付しますが、農業委員会で四十円お預りして皆様にかわって、登記所からもらうことも出来ます。

一、住民票抄本

申請者ごとに必要です。役場の戸籍係で一枚五十円。

一、申請手数料　百円

一、建築の用地にする為の申請には

◎建物の平面図と見取図

◎資金の調達関係の証明書類

◎登記簿抄本

◎住民票抄本

◎申請手数料　百五十円

——お詫び——

前号掲載文中、編集の誤りで一部脱漏がありましたのでお詫びして再掲載しました。

（編集子）